

# 「川越市債権管理条例」の概要について

平成30年10月

財政部 収納対策課

## 1 条例の制定の背景

市債権について、本市においては、収入率の向上や累積滞納額の削減に向けた取組みの実施により、収入未済額は年々減少しています。

一方で、債務者の所在不明、自己破産などの事由によって、徴収が不能な市債権が生じているところです。

このような状況を踏まえ、債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を行うため、下記の概要を内容とした川越市債権管理条例を制定しました。

## 2 条例の概要

### (1) 債務を履行しない債務者に関する情報の利用について

履行期限までに履行されない市債権がある場合には、法令の範囲内かつその債権管理に必要な限度で、その債務を履行しない債務者に関して市が保有する情報を利用することができることを定めます。

### (2) 債権の放棄について

債権を放棄する場合には、地方自治法の規定により原則として議会の議決が必要ですが、次の①から⑦のいずれかに該当する50万円未満の市債権（非強制徴収公債権及び私債権）については、市長や上下水道事業管理者の権限において放棄することができることを定めます。

また、市債権を放棄した場合は、議会に報告することを定めます。

- ① 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護や生活保護に準ずる状態）であるとき。
- ② 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が、強制執行した場合の費用などの合計額に満たないとき。
- ③ 法人である債務者について、破産法の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。
- ④ 破産法、会社更生法などの法令の規定により、債務者が市債権についての責任を免れたとき。
- ⑤ 地方自治法施行令の規定による強制執行等又は債権の申出の措置をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力等で、債務の履行の見込みがないとき。
- ⑥ 地方自治法施行令の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過しても債務を履行させることが困難又は不相当なとき。
- ⑦ 私債権において、消滅時効の期間が経過したもので、債務者に強制執行の対象となる財産がない場合、債務者の所在と財産が不明である場合、債務者が死亡し相続人が存在しない場合などのとき。

## 3 施行期日

平成31年1月1日から施行します。